

令和2年7月13日

(外務省大臣政務官 尾身朝子 殿)
(法務副大臣 義家弘介 殿)

一般社団法人日本私立大学連盟
会長 長谷山 彰

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 留学生等の入出国に関する要望

大学における留学生の現状は、新入生への就学ビザ発行業務が停止しているのみならず、既に在留資格を有する在校生さえも再入国ができないままとなっています。また、招聘された外国人教員が、再入国の制限があるために母国の家族を見舞えないという事態も生じています。

国内の経済や人の動きが再開するなか、政府においては、商用渡航について一部の国に限って出入国制限を緩和する方向とされていますが、大学教育の国際化を推進する上でも、このような留学生や教員及び研究員については特例措置を設けていただくことを要望します。

大学における国際教育振興の必要性に疑問の余地はなく、少子高齢化が急速に進むわが国の将来は、海外の優秀で多様な人々との共栄共存を抜きには語れません。

大学のグローバル化を推進するため、喫緊の課題として以下の事項について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

- (1) 感染等の確認を行った上で、既に在留資格を持つ留学生（在校生）及び外国人教職員の再入国を速やかに認め、彼らの教育及び研究の機会の継続を担保していただきたい。また、わが国に招聘され任期が満了となった外国人教員や研究員が、そのままわが国に立ち止めとなっており、自国に戻れないケースがあるため、出国要件の緩和をお願いしたい。
- (2) 各国の日本大使館における留学生（新入生）及び新規採用外国人教職員のためのビザ申請手続き業務を速やかに再開していただきたい。

以上